

宮崎カーフェリー株式会社及び宮崎船舶有限会社に対する再生支援の完了について

2020年4月1日
株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2017年11月14日に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行い、再生支援対象事業者の事業再生を進めてまいりましたが、その再生に一定の目途が立ったことから、本日、機構が保有する全株式を宮崎カーフェリー株式会社に譲渡し、再生支援対象事業者に対する専門家派遣を終了することといたしました。

これにより、本日機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係るすべての業務を完了しましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

宮崎カーフェリー株式会社及び宮崎船舶有限会社

注：宮崎カーフェリー株式会社及び宮崎船舶有限会社は、会社分割及び船舶譲渡を経て、新会社である宮崎カーフェリー株式会社に移行しております。

2. 株式

機構は、宮崎カーフェリー株式会社に対して1億円の出資を行い、種類株式1,000株を保有しておりましたが、本日付で宮崎カーフェリー株式会社に対して、機構が保有する同社の全株式を譲渡しました。

3. 機構が行った支援の概要

本件において機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者との関係者間調整、出資並びに経営人材等の派遣を行うことで、ハンズオンによる再生支援対象事業者の支援を行いました。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の取引における信用を維持・改善する等、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申し込みをした者の同意を得ています。

以 上